

【令和6年7月25日からの大雨関係】

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

《制度の概要》

令和6年7月25日からの大雨により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に、日常生活に必要な不可欠な最小限度の応急修理について、住民からの申し込みに基づき町が施工業者に修理を依頼し、費用を支援するものです。

※工事費を町が施工業者に直接支払う制度であり、被災者へ現金を給付するものではありません。

《対象者》

次の（１）（２）の両方の要件を満たす方（世帯）

（１）「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の住宅被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること

※被害の程度は、遊佐町が発行する罹災証明書をご確認ください。

※全壊であっても、修理することで居住することが可能となる場合には、対象となる場合があります。

※住宅以外の建物（車庫、納屋、小屋など）、空き家は対象になりません。

（２）応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅に住み続けることが見込まれること

《応急修理の範囲》

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分

※設備については、工事前の性能と同等品に限ります。

《限度額》

住家被害	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
費用の限度額	717,000円			348,000円

※限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は被災者負担となります。

《完了期限》

令和6年7月25日（発災の日）から12ヶ月以内

《受付日時》

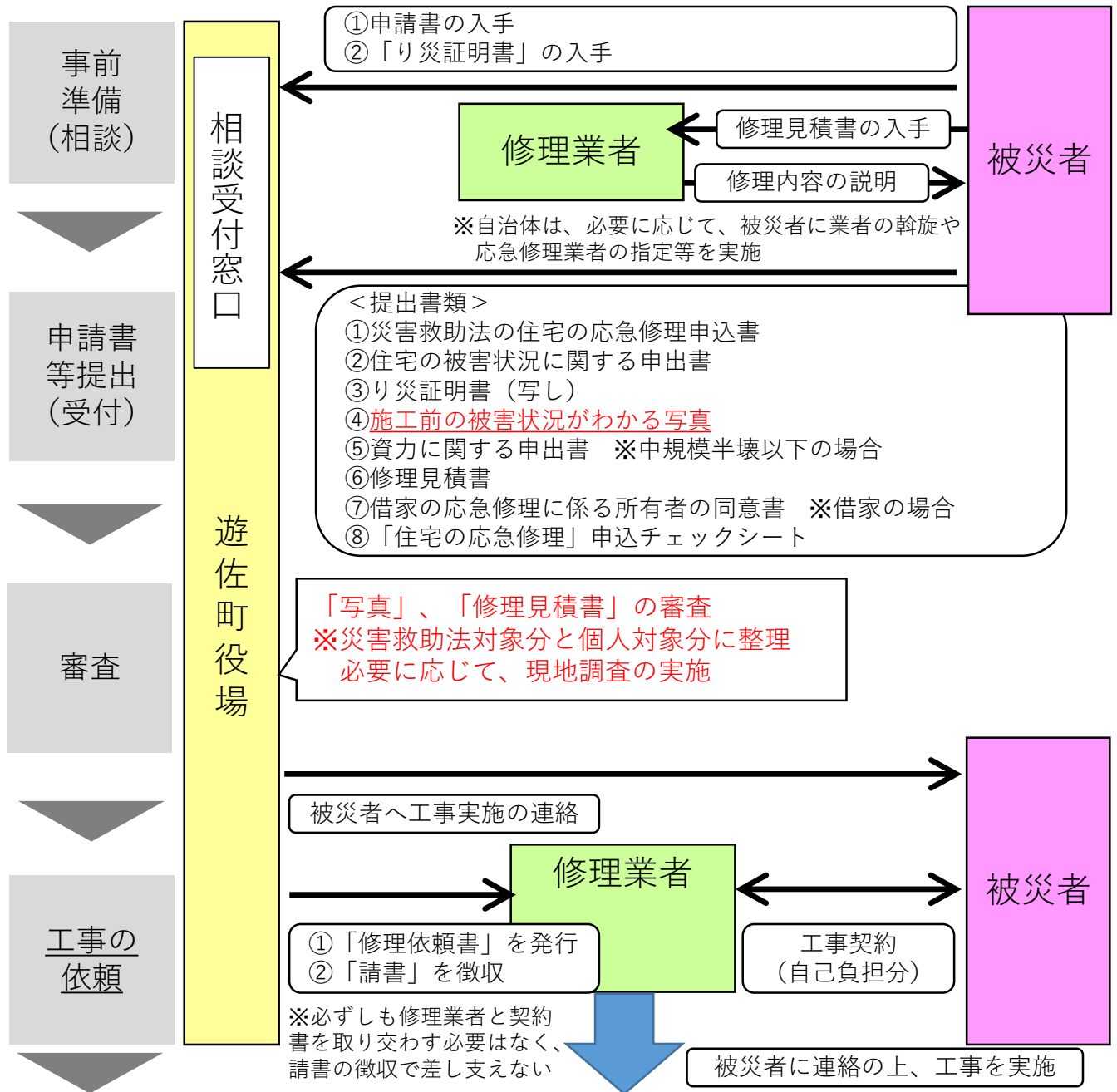
令和6年8月19日（月） 8：30から

手続きの流れについては裏面をご確認ください。

【制度についての問い合わせ】

地域生活課管理衛生係 TEL：0234－72－5883

災害救助法に基づく応急修理



修理業者による工事の実施

